

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務
発 注 課	市民文化局地域振興部区政課
選 定 事 業 者	J X 金属苫小牧ケミカル株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する無害化処理認定施設で処理を行わなければならない。 当該業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき環境大臣が認定する北海道内の無害化処理認定施設のうち、外部からの処理委託を受け付けている唯一の業者である。 道外施設で処理を行う場合の輸送費用増、及び積み下ろしが増えることによる漏洩リスク増大を考慮すると、道内企業である当該業者の施設で処分することが合理的であると判断できることから、根拠法令に基づき随意契約（特定）とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年7月6日